

I 2017年度 大学評価委員会の評価結果への対応

【2017年度大学評価結果総評】

「2016年度大学評価委員会の評価結果への対応」として、2016年度総評で指摘された「生涯学習の担い手」という新たな理念をどのように通教課程の学習・教育内容に組み込んでいくかへの対応が最大の課題であった。これについては、従来から多様な世代・バックグラウンドの学生が多様な目的のために学んできた経緯に鑑み、通学課程と同等のカリキュラムを提供しつつも生涯学習を含む通教課程の特質にきめ細かに配慮した教育指導・対応を図ってきたことについて、通教主任が中心となって情報共有を図りつつ議論を行ってきたことは評価できる。また通信制の学生にとって利用しやすい授業形態（メディアスクーリング等）の科目を拡充しつつ、離籍者数の減少のために実施されている学習ガイダンスでの指導の取り組みも評価できる。

今後も引き続き「生涯学習の担い手」という点を一層意識した取り組みを検討していくとともに、2017年度に議論すべき課題として挙げられている、いわゆる「剽窃」への対応を含めた新カリキュラムの評価・検証に期待したい。

【2017年度大学評価委員会の評価結果への対応状況】（～400字程度まで）

①「生涯学習の担い手」という特長を意識した取り組み

2017年度に策定したディプロマ・ポリシーにおいて、第5番目の目標として「法律学についての知識・能力とともに、人文・社会・自然などに関する幅広い教養を修得した学生」を掲げ、多様なバックグラウンドをもつ学生が幅広い興味をもって履修できるカリキュラムを整備する方針を明確にした。また、通信教育にふさわしい教育指導の手法や成績評価のあり方等について、引き続き、法律学科会議において通教主任が中心となって議論を組織し、担当教員間の意識共有を図った。

②新カリキュラムの評価・検証、「剽窃」への対応

2017年度までの方針を踏襲し、引き続き、「剽窃」問題に重点的に取り組んだ。事例への個別対応を検討する法律学科会議において、剽窃の認定基準についての議論を行った。適切なりポート執筆方法の指導についても議論を行っており、Web上のコンテンツを使用する案なども出され、継続審議中である。

【2017年度大学評価委員会の評価結果への対応状況の評価】

2016年度大学評価の総評で指摘された「生涯学習の担い手」という理念をどのように法学部通信教育課程の学習・教育内容に組み込んでいくかという課題について、2017年度に策定されたディプロマ・ポリシーにおいて、第5番目の目標として「法律学についての知識・能力とともに、人文・社会・自然などに関する幅広い教養を修得した学生」を掲げ、多様なバックグラウンドをもつ学生が幅広い興味をもって履修できるカリキュラムを整備する方針を明確にした点は、高く評価できる。また、レポートの剽窃問題にも継続的に取り組んでおり、今後、より具体的な対策が施行されることを期待したい。

II 自己点検・評価

1 理念・目的

【2018年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

1.1 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

【理念・目的】

通信教育部は、設立当初は、時代の要請を反映し、全国の勤労学生に高等教育を施すべく広く門戸を開放して学ぶ場を提供してきた。しかし、社会の推移とともに徐々にその使命も変容し、現在は「生涯学習の担い手」という新たな社会的役割が付加されて、今日に至っている。また、「いつでも、どこでも」情報ネットワークにアクセス可能というユビキタス社会の到来を睨み、情報通信技術の急速な発展と歩を一にし、「いつでも、どこでも」学べるという特長を一層活かす教育環境の整備とその地位の確立に努めている。

【人材の育成に関する目的及びその他の教育研究上の目的】（教育目標）※通信教育部学則別表（7）

本学部では、日本最古の私立法律学校としての本学の伝統をふまえ、建学の精神たる「自由と進歩」の実現に向けて、リーガル・マインドや政治的分析・交渉能力のある人材を育成し、広く社会に貢献するため、法学・政治学の各分野で充実した教育内容を提供することを目的としており、通信教育課程においても、日本で最も早い通信教育課程の設置の伝統を引き継ぎ、通学課程と同一の教育目標を掲げている（通信教育部学則第1条）。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

①学部（学科）として目指すべき方向性等を明らかにした理念・目的が設定されていますか。	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
②学部（学科）の理念・目的は大学の理念・目的を踏まえて設定されていますか。	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
③理念・目的の適切性の検証プロセスを具体的に説明してください。	
<p>(～400字程度まで) ※検証を行う組織（教授会や各種委員会等）や検証の時期等、具体的な検証プロセスを記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「学生の受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」、「科目の編成方針(カリキュラム・ポリシー)」、「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」について、2017年度において、これまでのものを通信教育部法律学科の目的・教育理念に照らして再検証し、見直した。そのなかで、法政大学通信教育部学則1条1項を踏まえ、同条2項に基づいて定められた法学部法律学科の「人材養成その他教育研究上の目的」別表(7)の適切性を検証し、一部修正した。 具体的には、2017年10月から見直しの作業に着手し、通信教育課程学務委員の作成した案を2017年11月の法律学科会議で審議した上で、同年12月の法学部教授会で決定した。同案は、同月の第8回通信教育学務委員会でも審議され、承認された。 	
<p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法政大学通信教育部学則(規則第12号、最新改訂2018年4月1日)1条1項・2項、別表(7)。 http://www.hosei.ac.jp/documents/gaiyo/johokokai/gakusoku/18_tsukyo_gakusoku2.pdf、「学習のしおり2018」240頁 2017年度第8回通信教育学務委員会資料No.8-1(法学部(通信教育課程)の「教育目標」と3つのポリシー) 	
1.2 大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	
①学部（学科）の理念・目的は学則又はこれに準ずる規則等に明示していますか。	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
②どのように理念・目的を教職員及び学生に周知し、社会に対して公表していますか。	
<p>(～400字程度まで) ※具体的な周知・公表方法を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法政大学通信教育部学則1条1項及び別表(7)は、ホームページにおいて公表している。また、「学習のしおり2018」にも掲げ、学生に周知している(同240頁)。 法政大学通信教育部学則1条1項及び別表(7)に明示した通信教育部法学部法律学科の理念・目的について、外部に分かりやすく伝える解説文を大学のホームページ(HOME > 法政大学について > 法政大学憲章、ミッション・ビジョン、理念・目的、各種方針 > 大学の理念・目的 > 通信教育課程)に掲げている。 	
<p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.hosei.ac.jp/documents/gaiyo/johokokai/gakusoku/18_tsukyo_gakusoku.pdf (法政大学通信教育部学則) http://www.hosei.ac.jp/documents/gaiyo/johokokai/gakusoku/18_tsukyo_gakusoku2.pdf (法政大学通信教育部学則別表) http://www.hosei.ac.jp/gaiyo/rinen/rinen/tsukyo.html、「学習のしおり2018」240頁(通信教育部の目的・理念) 	

(2) 長所・特色

内容	点検・評価項目
<ul style="list-style-type: none"> 「学生の受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」、「科目の編成方針(カリキュラム・ポリシー)」、「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」について、2017年度において、これまでのものを通信教育部法律学科の目的・教育理念に照らして再検証し、見直した。 改正した3つのポリシーをホームページ、「学習のしおり」等により、公表し、学生に周知している。 	1.1③ 1.2②

(3) 問題点

内容	点検・評価項目
・特になし	

【この基準の大学評価】

<p>法学部通信教育課程の理念は、「生涯学習の担い手」として、明確に設定されている。また、この理念は、建学の精神たる「自由と進歩」の実現に向けたリーガル・マインドをもつ人材を育成していくという観点から設定されたものである。この理念は、法政大学通信教育部学則第1条に沿ったものである。なお、「学生の受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」、「教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」、「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」について、2017年度</p>
--

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

において、これまでのものを通信教育部法律学科の目的・教育理念に照らして再検証が行われ、一部修正された点は高く評価できる。この修正は、法政大学通信教育部学則(規則第12号、最新改訂2018年4月1日)1条1項・2項、別表(7)に反映され、公表されている。

2 内部質保証

【2018年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

2.1 内部質保証システム(質保証委員会等)を適切に機能させているか。

① 質保証に関する活動は適切に行われていますか。

はい いいえ

【2017年度の質保証に関する活動概要】※箇条書きで記入。

- ・法学部質保証委員会が設置され、通学課程とあわせて質保証活動を行っている。
- ・法学部質保証委員会委員を学部執行部・通信教育学務委員とは兼務しない者として、その活動の独立性を確保している。

(2) 長所・特色

内容	点検・評価項目
・特になし	

(3) 問題点

内容	点検・評価項目
・特になし	

【この基準の大学評価】

法学部質保証委員会が設置され、通学課程とあわせて質保証活動が行われている。また、法学部質保証委員会委員を学部執行部・通信教育学務委員とは兼務しない者として、その活動の独立性を確保しており、適切に行われている。

3 教育課程・学習成果

【2018年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

3.1 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

【学位授与方針】

「自由と進歩」の建学の精神を理解し、年齢に関係なく学問的関心を持ち続け、何事にも挑戦し続ける姿勢を持つことを前提とし、人文・社会・自然などに関する幅広い教養と、通学課程と同一水準の、時代の先端を行く専門分野の学識を取得し、生涯学習社会において、自立的に自由な発想と柔軟な判断が出来る能力を修得することを、学位授与の方針とする。

① 学部(学科)として修得すべき学習成果、その達成のための諸要件(卒業要件)を明示した学位授与方針を設定していますか。

はい いいえ

3.2 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

【教育課程の編成・実施方針】

法学部では、法律学の基幹となる六法科目を中心に、法律学を体系的・総合的に学習することを通して、「法的なものの考え方＝リーガルマインド」を養っていただけるようカリキュラムを構成している。

具体的には、開設科目は、選択必修科目と選択科目に分類されている。前者は、六法科目(憲法、民法総則、刑法総論等)と基本科目(国際法総論、行政法、労働法等)から構成され、8科目32単位以上の修得が要件である。後者は、基本科目及び先端科目(教育法、親族法・相続法、日本法制史、英米法等)、社会科学の基礎科目等から構成され、32単位以上の選択必修科目の修得単位と合わせて合計で82単位(卒業論文を選択しない場合は86単位)以上になるように修得することが要件である。すべての科目の学年配当は、法律学の体系性を勘案して行われている。さらに、「選択必修科目」「選択科目」から8単位以上をスクーリングで修得することも要件である。また、卒業論文を選択科目として選択(履修)することができる。

こうしたカリキュラム構成については、通信教育部ホームページをはじめ、入学案内、学習のしおり等で公表している

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

ほか、学習ガイダンスおよび卒業論文指導を実施し、学生への周知を徹底している。	
①学生に期待する学習成果の達成を可能とするための教育課程の編成・実施方針を設定していますか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
②教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を周知・公表していますか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
【根拠資料】 ※冊子名称やホームページURL等。 <ul style="list-style-type: none"> ・ https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/outline/policy/target.html#menu 「学習のしおり 2018」 240 頁(教育目標) ・ https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/outline/policy/diploma.html 「学習のしおり 2018」 26 頁(学位授与方針) ・ https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/outline/policy/curriculum.html#menu 「学習のしおり」 25 頁(教育課程の編成・実施方針) 	
③教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性と関連性の検証プロセスを具体的に説明してください。	S <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/>
(～400 字程度まで) ※検証を行う組織(教授会や各種委員会等)や検証の時期等、検証プロセスを記入。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「学生の受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」、「科目の編成方針(カリキュラム・ポリシー)」、「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」について、2017 年度において、これまでのものを通信教育部法律学科の目的・教育理念に照らして再検証し、見直した。そのなかで、法政大学通信教育部学則 1 条 1 項を踏まえ、同条 2 項に基づいて定められた法学部法律学科の「人材養成その他教育研究上の目的」別表(7)の適切性を検証し、一部修正した。 ・ 具体的には、2017 年 10 月から見直しの作業に着手し、通信教育課程学務委員の作成した案を 2017 年 11 月の法律学科会議で審議した上で、同年 12 月の法学部教授会で決定した。同案は、同月の第 8 回通信教育学務委員会でも審議され、承認された。 	
【2017 年度に改善された事項および新規取り組み事項等】 ※自己評価で S を選択した場合に具体的な内容を記入。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同上 	
【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法政大学通信教育部学則(規則第 12 号、最新改訂 2018 年 4 月 1 日)1 条 1 項・2 項、別表(7)。 http://www.hosei.ac.jp/documents/gaiyo/johokokai/gakusoku/18_tsukyo_gakusoku2.pdf 及び「学習のしおり 2018」 240 頁 ・ 2017 年度第 8 回通信教育学務委員会資料 No. 8-1(法学部(通信教育課程)の「教育目標」と 3 つのポリシー) 	
3.3 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	
①学生の能力育成のため、教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程・教育内容が適切に提供されていますか。	S <input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/>
(～400 字程度まで) ※教育課程の編成・実施方針との整合性の観点から、学生に提供されている教育課程・教育内容の概要を記入。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学課程と同等の、法律学の完成された体系に基づくカリキュラムを提供している。 ・ 2013 年度から実施されている新カリキュラムにおいては、他大学において通学課程の法律学科において卒業論文を必修とする例が稀であることに鑑み、従来必修とされていた卒業論文を他の科目 8 単位に振り替えることによっても卒業要件を満たすことができるようにして、卒業論文を実質的に選択科目化するとともに、卒業論文を提出しない者も法律学修養に関して卒業論文作成と同等の努力を要するものとしている。 ・ さらに近年、行政救済法や西洋法制史を新たに開講するなど、開講科目の充実を図っている。 	
【根拠資料】 ※カリキュラムツリー、カリキュラムマップの公開ホームページURLや掲載冊子名称等 <ul style="list-style-type: none"> ・ https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/outline/policy/curriculum.html#menu (教育課程の編成・実施方針)「学習のしおり 2018」 25 頁 	
②学生の能力育成の観点からカリキュラムの順次性・体系性を確保していますか。	S <input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/>
(～600 字程度まで) ※カリキュラム上、どのように学生の順次的・体系的な履修(個々の授業科目の内容・方法、授業科目の位置づけ(必修・選択等)含む)への配慮が行われているか。また、教養教育と専門科目の適切な配置が行われているか、概要を記入。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信教育部法律学科の開設科目は、選択必修科目と選択科目に分類されている。前者は、六法科目と基本科目(国際法総論、行政法、労働法等)から構成され、8 科目 32 単位以上の修得が要件である。後者は、基本科目及び先端科目(教育法、親族法・相続法、日本法制史、英米法等)、社会科学の基礎科目等から構成され、32 単位以上の選択必修科目の修得単位と合わせて合計で 82 単位(卒業論文を選択しない場合は 86 単位)以上になるように修得することが要件である。 	

※注 1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注 2 「S・A・B」は、前年度から「S: さらに改善した、A: 従来通り、B: 改善していない」を意味する。

- ・通信教育部の特性を踏まえ、「選択必修科目」「選択科目」から8単位以上をスクーリングで修得することを要件として科している。また、卒業論文を選択科目として選択（履修）することができる。
- ・すべての科目の学年配当は、法律学の体系性を勘案して行われ、専門科目についてはカリキュラム・ツリーの形で履修が体系的に配当年次に沿ってされるよう、学生に明示されている。

【2017年度に改善された事項および新規取り組み事項等】※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。

2017年度に、専門科目の提供科目について、学生が年次進行に従って体系性をもって計画的に履修するためのガイドとしての「カリキュラム・ツリー」を作成した。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・<https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/faculty/law/>（通信教育部法律学科・カリキュラム・ツリー）

3.4 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

①学生の履修指導を適切に行っていますか。

S A B

【履修指導の体制および方法】※簡条書きで記入。

- ・毎年開催される学習ガイダンスのなかで一般的な履修指導を実施しているほか、オフィスアワーを実施し、適宜、必要に応じて個別な履修指導を実施している。
- ・単位修得状況が思わしくない学生に対しては、「履修計画書」の提出を指導している。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・http://hosei-ced.pd.study.jp/gakushuguidance/205_houritsu_tanaka_0817re.mp4(学習ガイダンス・2017年6月実施分、田中佐代子准教授の動画)
- ・「通信教育部学習のしおり2018」123頁以下（学習サポート）

②学生の学習指導を適切に行っていますか。

S A B

(～400字程度まで) ※取り組み概要を記入。

- ・学生の学習指導のために、学習を進めるにあたって生じた疑問点についての質問をすることができる「学習質疑」の制度を設けているほか、学習相談会、Web通信学習相談制度も創設し、履修上・学習上の相談に応じている。
- ・2017年度の学習ガイダンスにおいては、2015年度・2016年度に引き続き、特にレポートにおいて「剽窃」と評価されるケースが増加している傾向に鑑み、文献の引用の仕方・出典の表示方法について重点的に指導を行うとともに、通信教育における学習の意義について分かり易く解説することを心がけた(学生アンケートで高い満足度を得た)。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・「学習のしおり2018」126頁以下(学習質疑制度、オフィスアワー制度、学習ガイダンス、Web通信学習相談等)
- ・学生アンケート結果(学習ガイダンス・2017年12月実施分)(2017年度第8回通信教育学務委員会資料No.14(2017年12月10日学習ガイダンスアンケート集計結果))

③1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定を行っていますか。

はい いいえ

【履修登録単位数の上限設定】※1年間又は学期ごと、学年ごと等に設定された履修単位の上限を記入。

- ・一年間に履修できる単位数の上限：49単位
- ・上記とは別に履修できる教職・資格科目の単位数の上限：上記と合計で60単位
- ・一年間に受講登録できるスクーリング単位の上限：49単位

【上限を超えて履修登録する場合の例外措置】※履修登録単位数の上限を超えて履修できる場合、制度の概要を記入。

- ・特になし

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・「学習のしおり2018」28頁

④シラバスが適切に作成されているかの検証を行っていますか。

はい いいえ

【検証体制および方法】※簡条書きで記入（取組例：執行部（〇〇委員会）による全シラバスチェック等）。

- ・2016年度までスクーリング科目のシラバスについて第三者チェックを実施してきたが、2017年度よりすべての科目について、必要に応じて修正を依頼することを通して、検証を行っている。
- ・通信教育課程主任（およびもう1名の学務委員）による全シラバスチェック。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・2017年度第7回通信教育学務委員会資料No.2-1(2018年通信学習シラバスの第三者確認について)

⑤授業がシラバスに沿って行われているかの検証を行っていますか。

はい いいえ

【検証体制および方法】※簡条書きで記入（取組例：後シラバスの作成、相互授業参観、アンケート等）。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

<ul style="list-style-type: none"> 通信教育課程において授業がシラバスに沿って行われているかが問題となるのはスクーリング科目に限定される。 スクーリング科目を兼任講師が担当する場合に同一名称の通信学習科目の科目担当者（専任教員）がシラバスに沿った授業が実施されているかを確認している。 	
【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。 <ul style="list-style-type: none"> 特になし 	
3.5 成績評価と単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	
①成績評価と単位認定の適切性を確認していますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
【確認体制および方法】 ※箇条書きで記入。 <ul style="list-style-type: none"> 卒業論文以外の科目（スクーリング科目を含む）についても、法律学科会議でカリキュラム編成の審議等に際して、通教主任が中心となって必要に応じた検証を実施している。 卒業論文については、毎年度、卒業論文の口頭試問が終了した3月の法律学科会議において、通教主任が中心となって総括的な審議を実施し、そのなかで成績評価と単位認定の適切性についても検証し確認している。 	
【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。 <ul style="list-style-type: none"> 特になし 	
②他大学等における既修得単位の認定を適切な学部（学科）内基準を設けて実施していますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
（～400字程度まで）※取り組み概要を記入。 基準を適切に設定して他大学等における既修得単位の認定を実施している。	
【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。 <ul style="list-style-type: none"> 「学習のしおり 2018」28頁 	
3.6 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	
①成績分布、進級などの状況を学部（学科）単位で把握していますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
【データの把握主体・把握方法・データの種類等】 ※箇条書きで記入。 <ul style="list-style-type: none"> 学生の進級については、法学部教授会規程に従い、法学部教授会で個別に判定している。 学生の成績分布、試験放棄（登録と受験の差）などの実績は、教授会が定期的に報告を求める体制にはなっていないが、通信教育学務委員会において詳細なデータ開示がなされるなど、通信教育部事務部から通信教育学務委員を通じて学部・学科に報告がなされ得る体制になっている。 	
【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。 <ul style="list-style-type: none"> 2017年度第1回通信教育学務委員会資料No. 15-1（通信教育課程における各種データ【法学部法律学科】） 	
②分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定または取り組みが行われていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
（～400字程度まで）※取り組みの概要を記入。 <ul style="list-style-type: none"> 124単位（教養42単位、専門82単位、卒論を選択しない場合は128単位）につき、スクーリング科目での必修を設ける（教養・外国語2単位、専門8単位、合計30単位）など、通信教育の特性に応じて適切に学習成果が測定できる科目編成を行っている。 各科目について、担当教員は、科目の特性、通信教育・スクーリング・メディア・スクーリング等の開講形態の特性に応じて、シラバスにおいて、適切な到達目標を設定し、到達目標を踏まえた成績評価基準を設定し、受講者に示している。 	
【2017年度に改善された事項および新規取り組み事項等】 ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。 <ul style="list-style-type: none"> シラバスの第三者確認（通信教育学務委員）の対象を全科目に拡大した。 第三者確認（通信教育学務委員）のなかで、各科目について、分野・学習形態の特性に応じた到達目標が示されているか、到達目標に応じた成績評価基準が示されているか等について、組織的に確認する体制を確立している。 	
【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。 <ul style="list-style-type: none"> https://syllabus.hosei.ac.jp/web/show.php?gakubueng=TK（Webシラバス・通信学習） https://syllabus.hosei.ac.jp/web/show.php?gakubueng=TKS（Webシラバス・春季スクーリング） 	
③具体的な学習成果を把握・評価するための方法を導入または取り組みが行われていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
（～400字程度まで）※取り組みの概要を記入（取り組み例：アセスメント・テスト、ルーブリックを活用した測定、学修成果の測定を目的とした学生調査、卒業生・就職先への意見聴取、習熟度達成テストや大学評価室卒業生アンケートの活用状況等）。 <ul style="list-style-type: none"> 学生の学習成果は、教科ごとのレポートおよび単位修得試験により測定している。 	

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

・メディア・スクーリング授業については、上記に加えて、小テストを適宜実施している。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・ <https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/system/method/> 「学習のしおり」88頁以下（学習方法・通信教育）
- ・ <https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/system/class-flow/> 「学習のしおり」111頁以下（学習方法・スクーリング学習、メディア・スクーリングを除く）
- ・ <https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/system/schooling/media.html> 「学習のしおり」119頁以下（学習方法・メディア・スクーリング）

(2) 長所・特色

内容	点検・評価項目
・シラバスの第三者確認(通信教育学務委員)の対象を全科目に拡大した。	3.4④
・第三者確認(通信教育学務委員)のなかで、各科目について、分野・学習形態の特性に応じた到達目標が示されているか、到達目標に応じた成績評価基準が示されているか等について、組織的に確認する体制を確立している。	3.6②

(3) 問題点

内容	点検・評価項目
・特になし	

【この基準の大学評価】

①方針の設定に関すること (3.1～3.2)

法学部通信教育課程では、建学の精神に基づいた明確な学位授与方針を定めている。また、教育課程の編成・実施方針については、六法科目を中心に、「法的なものの考え方=リーガルマインド」を養っていけるようカリキュラムを編成することとされ、すべての科目の学年配当は、法律学の体系性を勘案して組み立てられている。これらの教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、ホームページと「学習のしおり 2018」で周知・公表されている。さらに、これらの適切性と連関性については、2017年度に目的・教育理念との関係で再検証と見直しが行われ、一部の修正が行われた。これは、真摯な取り組みとして高く評価できる。なお、これらの見直しについては、2017年12月の法学部教授会と通信教育学務委員会において承認されている。

②教育課程・教育内容に関すること (3.3)

法学部通信教育課程では、通学課程と同等の、法律学の体系に基づくカリキュラムが提供されている。また、2013年度から実施されている新カリキュラムにおいて、従来卒業要件とされていた卒業論文を、他の科目8単位の修得により代替できることになり、学生にとって選択肢が広がった。また、行政救済法や西洋法制史の開講により、開講科目の充実が実施されている点は、評価できる。また、カリキュラムの順次性・体系性を確保するため、2017年度には、専門科目について、学生が年次進行に従って体系性をもって計画的に履修できるように「カリキュラム・ツリー」が作成されたことは、評価できる。

③教育方法に関すること (3.4)

法学部通信教育課程では、毎年開催される学習ガイダンスで一般的履修指導を、オフィスアワーで個別的に履修指導を実施するとともに、単位修得状況の思わしくない学生に対して「履修計画書」を提出させて指導しており、適切な履修指導が行われていると評価できる。また、学習指導については、「学習質疑」制度のほか、学習相談会やWeb通信学習相談制度などにより、適切に行われている。レポートにおける剽窃の増加については、重点的な指導を行った結果、学生アンケートで高い満足度が得られるなど、成果を挙げている。履修登録単位数の上限設定については、1年間に履修できる単位数の上限、教職・資格科目の単位数の上限、受講登録できるスクーリング単位の上限がそれぞれ適切に設定されている。スクーリング科目のシラバスの検証については、従来から第三者チェックを実施してきたことに加え、2017年度からすべての科目につき、必要に応じて修正依頼を行い、検証が行われた。授業が行われるスクーリング科目については、同一名称の通信学習科目の科目担当者（専任教員）がシラバスに沿った授業が実施されているかを確認しており、評価できる。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

④学習成果・教育改善に関すること (3.5～3.6)

法学部通信教育課程においては、卒業論文以外の科目については、法律学科会議でカリキュラム編成の審議等に際して、通教主任が中心になって検証を実施している。卒業論文については、口頭試問終了後の3月の法律学科会議において、通教主任が中心となって総括的審議を行い、そのなかで成績評価と単位認定の適切性についての検証がなされている。他大学等における既修得単位については、基準に基づき適切に単位認定が行われている。学生の進級については、法学部教授会で個別に判定されている。成績分布等の実績については、通信教育学務委員会において詳細なデータ開示がなされるなど、通信教育部事務部から通信教育学務委員を通じて学部・学科に報告がされる体制となっている。分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の設定または取り組みとしては、全単位の中でスクーリング科目に必修を設け、さらには今年度から第三者確認(通信教育学務委員)のなかで、各科目に関して、分野・学習形態の特性に応じた到達目標が示されているか、到達目標に応じた成績評価基準が示されているか等について、組織的に確認する体制が確立された。具体的な学習成果の把握・評価については、教科ごとのレポートおよび単位修得試験により測定され、メディアスクーリング授業の場合には、これに加えて小テストが適宜実施されている。

4 学生の受け入れ

【2018年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

4.1 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

【学生の受け入れ方針】

「社会に開かれた大学」として、高等教育の門戸を広く開放することは、通信教育課程の使命であると言える。このため、学ぶ意欲のある幅広い年齢層に対し、「いつでも、どこでも」学ぶことが出来る環境を整備することが必要である。その上で、高等教育機関であることを大前提として、学問に真摯に取り組み、生涯学習社会にあって、自己の知識や能力を社会に還元する意欲を持った人材を受け入れることを基本方針としたい。

①求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を設定していますか。

はい いいえ

4.2 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

①定員の超過・未充足に対し適切に対応していますか。

はい いいえ

(～200字程度まで) ※入学定員・収容定員の充足状況をどのように捉えているかを記入。

- ・通信教育学務委員が、入学願書の書面審査を担当するとともに、通信教育学務委員会において定員充足状況を常に把握している。
- ・入学者増加のために説明会・入学相談を実施しているほか、学生にとって利用しやすい授業形態(メディア・スクーリング等)の科目を拡充している。
- ・離籍者減少のために、学習ガイダンスにおいて法律学科での学びに必要な態度・心構え・意義、レポートの書き方、具体的な学習方法などを指導している。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

- ・2017年第1回通信教育学務委員会資料No.14(法政大学通信教育部 学科別 在籍者数・離籍者数・卒業者数の推移)
- ・<http://www.tsukyo.hosei.ac.jp/events/> (説明会・入学相談)
- ・「通信教育部学習のしおり2018」119頁以下(メディアスクーリング)

4.3 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

①学生募集および入学者選抜の結果について定期的に検証を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていますか。

S A B

(～400字程度) ※検証体制および検証方法、改善・向上に向けた取り組みの概要を記入。

- ・法律学科会議において、通信教育学務委員の報告に基づき、学生募集および入学者選抜の結果について必要に応じて検証している。
- ・検証の結果等に基づき、スクーリング科目、メディア・スクーリング科目等の拡充の方策等を議論している。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

- ・特になし

(2) 長所・特色

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

内容	点検・評価項目
・特になし	

(3) 問題点

内容	点検・評価項目
・特になし	

【この基準の大学評価】

法学部通信教育課程では、通信教育学務委員が、入学願書の書面審査を担当し、通信教育学務委員会において定員充足状況を常に把握している。入学者増加に向けて、説明会・入学相談の実施や、学生が利用しやすいメディアスクーリング等の科目を拡充している。また、離籍者数減少を目的に、学習ガイダンスにおいて、具体的な学習方法についての指導がなされている。学生募集及び入学者選抜の結果については、法律学科会議において、通信教育学務委員の報告に基づき、必要に応じて検証されている。さらに、スクーリング科目、メディアスクーリング科目等の拡充の方策等が議論されている。今後も、入学者増加に向けた取り組みがなされることに期待したい。

5 教員・教員組織

【2018年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

5.1 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

①組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在をどのように明示していますか。

【学部執行部の構成、学部内の基幹委員会の名称・役割、責任体制】※箇条書きで記入。

- ・教授会執行部（学部長1名、教授会主任1名、教授会副主任1名）
- ・教授会（原則として月2回）
- ・法律学科会議（教授会と同日開催、法律学科主任により主催）
- ・通教関係（法律学科会議の一事項としてではあるが、議事進行は通教主任が務めている。また、審議時間は必要に応じて通教主任と法律学科主任との間で事前に調整して確保しており、法律学科カリキュラム委員会や法学部質保証委員会などと比較しても実質的に見て遜色のない議論の場となっている。）
- ・通信教育学務委員会委員（主任1名、計2名）
- ・法律学科FDカリキュラム委員会
- ・法学部質保証委員会

【明示方法】※箇条書きで記入。

・

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・2017年度法学部教授会（第1回）議事次第。
- ・2017年度法学部教授会（第1回）議事録。

5.2 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

①学部（学科）のカリキュラムにふさわしい教員組織を備えていますか。

はい いいえ

(～400字程度まで) ※教員像および教員組織の編制方針、カリキュラムとの整合性の観点から教員組織の概要を記入。

- ・通信教育課程においては、その特質に配慮しつつも、法学士を授与するにふさわしいカリキュラムを整備し、各科目につき必要かつ適任の法学部専任教員及び兼任教員を充てている。
- ・通信教育課程においては、大学通信教育設置基準附則抄3の規定により、同基準第9条にかかわらず、通信教育課程に専念する教員は置かれておらず、通学課程教員が通信教育にもあたることにより教育が行われている。このことを通じ、通学課程と一体的に、担当授業科目にふさわしい研究能力と教育能力を有する教員をもって、教育組織の編成がされている。
- ・通信教育部法律学科の教学事項についても、通学課程の各学科と同様の体制により、執行部及び担当者を中心とした管理運営、及び構成員による審議検討がされている【4.1①参照】。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

- ・大学通信教育設置基準（昭和56年10月29日文科省令33号）附則抄3。
- ・2017年度法学部教授会（第1回）議事次第。
- ・2017年度法学部教授会（第1回）議事録。

2017年度専任教員数一覧

(2017年5月1日現在)

学部・学科	教授	准教授	講師	助教	合計
法	24	1	0	0	25

※学校基本調査の教員数を記載。実際の所属教員数とは一致しない場合あり。

(2) 長所・特色

内容	点検・評価項目
・特になし	

(3) 問題点

内容	点検・評価項目
・特になし	

【この基準の大学評価】

法学部通信教育課程では、法学部教授会の下、法律学科主任の主宰による法律学科会議が基本的な責任を負っている。さらに、執行面の責任者として通信教育学務委員(主任を含む計2名)が置かれ、法律学科会議の一事項としての通信教育関係の議事進行は通教主任が務めるという役割分担がとられ、責任も明確になっている。また、教員組織については、通学課程と同等のカリキュラムの下で、通教課程に専念する教員は置かずに通学課程の専任教員が各教科担当者となる体制がとられており、法学部通信教育課程のカリキュラムに相応しい教員組織を備えていると評価できる。

6 学生支援

【2018年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

6.1 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

①卒業・卒業保留・留年者および休・退学者の状況を学部（学科）単位で把握していますか。 はい いいえ

【データの把握主体・把握方法・データの種類の等】※箇条書きで記入。

・法律学科教授会、通信教育課程学務委員会において、常に、卒業・卒業保留・留年者および休・退学者の状況を受け、議論を行っている。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

・2017年度第1回通信教育学務委員会資料No.14(法政大学通信教育部 学科別 在籍者数・離籍者数・卒業生数の推移)

②学部（学科）として学生の生活相談に組織的に対応していますか。 S A B

(～400字程度まで) ※学生の生活相談に関する取り組み概要を記入。

・生活相談の組織体制

①通信教育部事務部の窓口において、事務職員が窓口として学生相談を受け付けている。必要に応じて、通信教育部各務委員とも連携して必要な支援を行うほか、診療所、学生相談室、ハラスメント相談室、キャリアセンターと連携して、適切な支援を行う体制を構築している。

・生活支援の体制

- ①通信教育部には独自の奨学金制度が2つ（通信教育部奨学金、村山務奨学金）あり、経済的支援を行っている。
- ②初学者向けの学習ガイダンスを半期に3回ずつ実施し、事務ガイダンス、卒業生ガイダンス、教員ガイダンスのほか、夏期スクーリング期間中に教職ガイダンスを実施している。
- ③図書館を通教生にも開放するほか、遠隔地に居住する通教生に対して文献複写や図書を郵送で貸し出している。
- ④障がい学生については、単位修得試験やスクーリング時に合理的な配慮を行っている。また、全学的な学生相談・支援委員会に通教育学務委員が出席し情報共有を行っている。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

【**根拠資料**】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・法政大学通信教育部奨学金給付規程、法政大学村山務奨学金給付規程（「学習のしおり 2018」146 頁）
- ・「法政通信」2018 年 4 月号抜粋
- ・「学習のしおり 2018」（153 頁以下）
- ・法政大学学生相談・支援委員会規程（規定第 1212 号）、「学習のしおり 2018」208 頁
- ・「学習のしおり 2018」208 頁、http://www.hosei.ac.jp/campuslife/kenko_sodan/gakusei/（学生相談室）

(2) 長所・特色

内容	点検・評価項目
・特になし	

(3) 問題点

内容	点検・評価項目
・特になし	

【この基準の大学評価】

法学部通信教育課程の卒業、卒業保留、退学者等の状況については、法律学科会議および法学部教授会において適切に把握されている。学生の生活相談については、事務職員が窓口として対応しているほか、診療所、学生相談室、ハラスメント相談室、キャリアセンターと連携して、適切な支援を行う体制を構築している。また、生活支援の体制として、独自奨学金（2 種）、初学者向けの学習ガイダンス等の多数のガイダンス、遠隔地に居住する通教生に対して文献複写や図書の郵送、障がい学生への合理的な配慮など、組織的な対応がなされていると評価できる。

7 教育研究等環境

【2018 年 5 月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

7.1 教育研究を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

①ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA)、技術スタッフなどの教育研究支援体制はどのようになっていますか。

S A B

(～400 字程度まで) ※教育支援体制の概要を記入。

- ・教養課程の実験科目（生物・化学・物理）について、TA を配置している。IT 環境については、通学課程と同様に、情報センターの担当職員の支援を受けている。
- ・学習サポートの一環としての学習ガイダンスについて、通信教育部事務職員、卒業生の支援を受け、各学科担当教員によるもの(6 月、12 月)に加え、「初学者向け事務ガイダンス」(4 月、10 月)、「卒業生による学習体験の講演・卒業生個別相談(5 月、11 月)」、「教職ガイダンス(初学者向け:6 月、12 月)」「教職ガイダンス(教職を目指している方向け:8 月)」が開催されている。
- ・教職員と学生の交流の場として、通信教育部事務、応援団リーダー部等の協力を得て、「通信教育部生のつどい」(12 月)、「卒業生懇談会」(3 月、在校生も参加可)が開催されている。
- ・法政大学教職課程センター、公務員講座・法職講座（公務人材育成センター）、エクステンション・カレッジの受講、診療所、体育施設等の施設利用、市ヶ谷情報センターの利用等、各種の学生生活サポートを、通学課程の学生と同様の水準で提供している。

【**根拠資料**】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・<https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/support/privilege/>（様々な学生生活サポート(学生特典)）
- ・「学習のしおり 2018」123 頁以下(学習サポート)、145 頁以下(サポート制度)

(2) 長所・特色

内容	点検・評価項目
・特になし	

※注 1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注 2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

(3) 問題点

内容	点検・評価項目
・特になし	

【この基準の大学評価】

法学部通信教育課程では、教養課程の実験科目（生物・化学・物理）について、TAが配置されている。IT環境については、通学課程と同様に情報センターの担当職員の支援を受けている。

8 社会連携・社会貢献

【2018年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

8.1 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また教育研究成果等を適切に社会に還元しているか。

①学外組織との連携協力による教育研究の推進に関する取り組み及び社会貢献活動を行っているか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
---	---

(～400字程度まで) ※取り組み概要を記入。

法学部、法律学科と連携して、社会連携・社会貢献の活動を行っている。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

・特になし

(2) 長所・特色

内容	点検・評価項目
・特になし	

(3) 問題点

内容	点検・評価項目
・特になし	

【この基準の大学評価】

法学部通信教育課程では、法学部法律学科と連携して、社会連携・社会貢献の活動を行っている。

9 大学運営・財務

【2018年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

9.1 方針に基づき、学長をはじめとする所要の役職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

①通信教育課程主任をはじめとする所要の職を置き、また通信教育学務委員会等の組織を設け、これらの権限や責任を明確にした規程を整備し、規程に則った運営が行われていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
---	---

(～200字程度まで) ※概要を記入。

・通信教育部に通信教育課程主任1名、各学部通信教育課程主任1名、通信教育学務委員1名を配置している。

また、通信教育部関係学部長会議も設置されている。

・毎月1回の頻度で、通信教育学務委員会が開催されている。

・通信教育課程に係る規程が整備されている。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

・法政大学通信教育部学則(規定第12号、最新改訂2017年4月1日)6条の2ないし9条。

・2017年第1回通信教育学務委員会資料No.1-2・01-06(2017年度通信教育関連規定)。

(2) 長所・特色

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

内容	点検・評価項目
・特になし	

(3) 問題点

内容	点検・評価項目
・特になし	

【この基準の大学評価】

通信教育部に通信教育部長1名、各学部に通信教育課程主任1名、通信教育学務委員1名が配置されている。また、通信教育部関係学部長会議も設置されている。通信教育学務委員会は、毎月1回の頻度で開催されている。また、通信教育課程に係る規程が整備されている。

III 2018年度中期・年度目標

No	評価基準	理念・目的
1	中期目標	法学部の理念・目的についての継続的な検証
	年度目標	法学部の理念・目的と3つのポリシーの関連の妥当性についての検討
	達成指標	法学部教授会における検討
No	評価基準	内部質保証
2	中期目標	教授会から独立して設置された質保証委員会を、実効的に機能させるための課題の検討
	年度目標	質保証委員会の課題について確認する
	達成指標	実効性ある質保証活動に関する教授会執行部による検討と教授会での意見聴取
No	評価基準	教育課程・学習成果【教育課程・教育内容に関すること】
3	中期目標	社会の多様な問題に対する法的な見方を体系的・効果的に習得できる課程を編成し、時代のニーズに応えた科目を提供するほか、多様な方法による学びの場を提供する。
	年度目標	3つのポリシーとカリキュラム・ツリー、カリキュラム・ツリーの活用方策を検討するとともに、時代のニーズに応じた多様な科目提供とメディアスクーリング充実の方策について検討する。
	達成指標	法律学科会議での検討
No	評価基準	教育課程・学習成果【教育方法に関すること】
4	中期目標	通信教育の特質を踏まえ、学生による自主的・効果的な学習への取組みを持続的に支援することを重視した教育を実施する。
	年度目標	通信教育の特性を踏まえ、剽窃問題への学生の意識を高める取組みを検討する。2017年度開始の全シラバス第三者チェックを確実に実施する。
	達成指標	法律学科会議での検討、全シラバスの第三者チェック(通信教育学務委員、チェック率100%)
No	評価基準	教育課程・学習成果【学習成果に関すること】
5	中期目標	学習成果に係る各種指標に基づく検証を不断に行い、学生アンケート等を通じて教育理念・目的に沿った学習効果があがっているかを検討する。
	年度目標	2017年度成績分布データ、在学生アンケート(2017年度)等を活用して、学習効果を検証し、次年度以降の教育活動に反映させる。
	達成指標	通信教育学務委員による検討と法律学科会議での検討
No	評価基準	学生の受け入れ
6	中期目標	多様なバックグラウンドを有する学生の受け入れに務めるとともに、適切な能力や意欲を有しているかを確認するため、入学前の成績等や志望理由を精査する。
	年度目標	近年増加傾向にある高校卒業直後の受験者層に対する広報活動の強化を通信教育部事務局と連携して検討する。2018年度においても、成績評価・志望理由の精査を実施する。
	達成指標	通信教育学務委員による検討と法律学科会議での検討
No	評価基準	教員・教員組織
7	中期目標	法学部専任教員を中心とする科目提供を行うとともに、専任教員との連携の下で外部講師に協力を求めることを通じ、通信教育にふさわしい科目の提供を確保し、必要とされる教育水準を維持する。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

	年度目標	通信教育課程の特質に配慮したカリキュラムを提供する上で適切な教員配置、科目提供がされているかを、外部講師による科目担当も含めて検証する。
	達成指標	通信教育学務委員による検証と法律学科会議での検討
No	評価基準	学生支援
8	中期目標	通信教育課程独自の学生支援体制を維持することともに、通信教育課程においても増加傾向にある障害学生について、全学と連携して必要な相談・適切な支援を行う。
	年度目標	独自の学生支援体制について確認・検証するとともに、通信教育部窓口寄せられた相談案件に適切に対処する。
	達成指標	通信教育学務委員による相談体制の検証と学生相談事案に対する適切な対応（認知相談案件の対応率100%）、法律学科会議での検討
No	評価基準	社会貢献・社会連携
9	中期目標	法学部質保証委員会を通じた質保証活動を、中期期間（2018－2021年度）中、着実に実施する。
	年度目標	2018年度についても、法学部質保証委員会を通じ、通信教育課程法律学科において教育の質が確保されているか否かを検証する。
	達成指標	法学部質保証委員会での検討
<p>【重点目標】 教育課程・学習成果【学習成果に関すること】 3つのポリシーとカリキュラム・ツリー、カリキュラム・ツリーの活用方策を検討するとともに、時代のニーズに応じた多様な科目提供とメディアスクーリング充実の方策について検討する。 法律学科会議での検討</p>		

【2018年度中期・年度目標の大学評価】

法学部通信教育課程における評価基準の各項目に対する中期目標と年度目標は、概ね適切に設定されていると評価できる。特に、重点目標「教育課程・学習成果【教育課程・教育内容に関すること】」として、具体的に「3つのポリシーとカリキュラム・ツリー、カリキュラム・ツリーの活用方策を検討するとともに、時代のニーズに応じた多様な科目提供とメディアスクーリング充実の方策について検討する」を定めたことは、評価できる。

【大学評価総評】

2016年度大学評価総評で指摘された「生涯学習の担い手」という理念をどのように通信教育課程の学習・教育内容に組み込んでいくかという課題について、2017年度に策定されたディプロマ・ポリシーにおいて、これを明確にした点は、高く評価できる。また、カリキュラムの順次性・体系性を確保するため、2017年度において、専門科目について学生が年次進行に従って体系性をもって計画的に履修できるように「カリキュラム・ツリー」が作成されたことも、高く評価できる。さらに、入学者増加に向けて、説明会・入学相談の実施や、学生が利用しやすいメディアスクーリング等の科目を拡充する一方で、離籍者数減少を目的として、学習ガイダンスにおける具体的な学習方法について指導がなされていることは、評価に値する。学生への生活支援体制として、独自奨学金（2種）、初學者向けの学習ガイダンス等の多数のガイダンス、遠隔地に居住する通教生に対して文献複写や図書の郵送、障がい学生への合理的な配慮など、組織的できめ細かな対応がなされていると評価できる。また、レポートの剽窃問題にも継続的に取り組んでおり、今後、より具体的な対策が行われることを期待したい。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。